

横浜市庁舎駐車場の利用料金の減免に関する要綱 新旧対照表

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 省略 (利用料金の減免)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 規則第7条第1項第10号に規定する市長が公益上特に必要があると認める場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市役所が依頼した <u>納品業者、清掃業者等</u>が市庁舎駐車場を利用する場合 所要時間の利用料金の全額</p> <p>(2) 区役所(区総合庁舎内に設置されている市の事業所及び県税事務所を含む。)、図書館(区総合庁舎内に設置されているものをいう。以下同じ。) 又は公会堂(区総合庁舎内に設置されているもの及び栄公会堂をいう。以下同じ。) 若しくはスポーツセンター(区総合庁舎内に設置されているもの及び栄スポーツセンターをいう。以下同じ。) の指定管理者が依頼した <u>納品業者、清掃業者等</u>が区総合庁舎駐車場又は区庁舎駐車場(以下「区総合庁舎駐車場等」という。)を利用する場合 所要時間の利用料金の全額 (第3号から第15号省略)</p> <p><u>(16) 新設</u></p> <p><u>(17) 新設</u></p> <p>別表1 省略</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、平成22年2月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 省略 (利用料金の減免)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 規則第7条第1項第10号に規定する市長が公益上特に必要があると認める場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市役所(市役所の依頼に基づき施設の管理運営を行う者を含む。)が依頼した <u>納品、清掃等の業務で</u>市庁舎駐車場を利用する場合 所要時間の利用料金の全額</p> <p>(2) 区役所(区総合庁舎内に設置されている市の事業所及び県税事務所を含む。)、図書館(区総合庁舎内に設置されているものをいう。以下同じ。) 又は公会堂(区総合庁舎内に設置されているもの及び栄公会堂をいう。以下同じ。) 若しくはスポーツセンター(区総合庁舎内に設置されているもの及び栄スポーツセンターをいう。以下同じ。) の指定管理者が依頼した <u>納品、清掃等の業務で</u>区総合庁舎駐車場又は区庁舎駐車場(以下「区総合庁舎駐車場等」という。)を利用する場合 所要時間の利用料金の全額 (第3号から第15号省略)</p> <p><u>(16) タクシーが市庁舎駐車場内にあるタクシー乗り場で待機するために利用する場合 所要時間の利用料金の全額</u></p> <p><u>(17) 市庁舎低層部で事業を主催する主催者が市庁舎駐車場を利用する場合 3台までの所要時間の利用料金の全額(市庁舎地下2階駐車場の駐車台数を含む。)</u></p> <p>別表1 省略</p> <p>附則 (施行期日) この要綱は、平成22年2月1日から施行する。</p>

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 55 号）の施行の日から施行する。